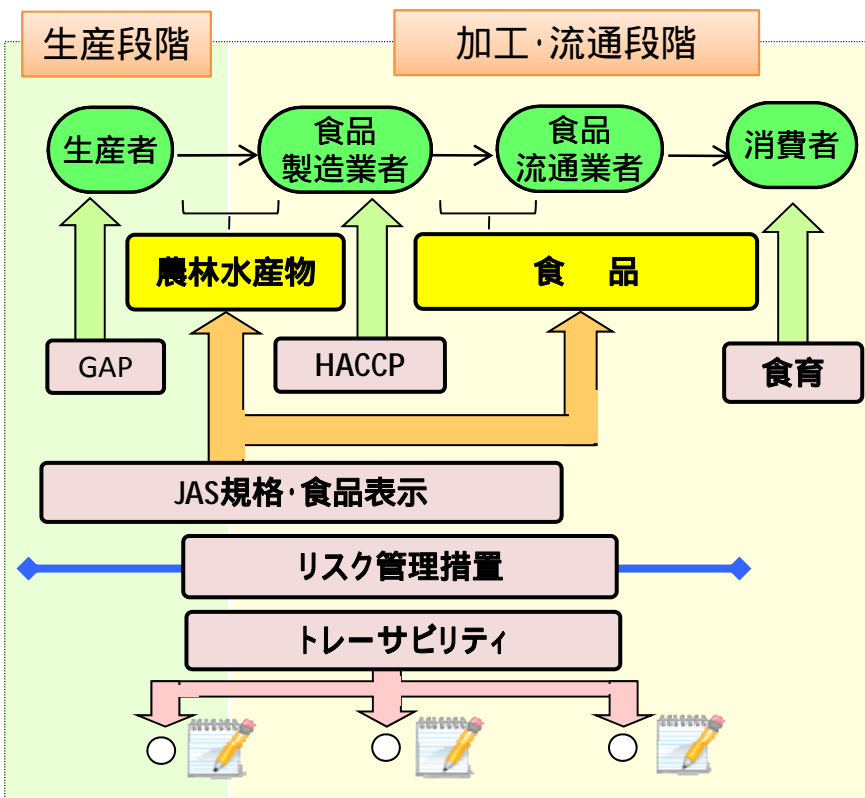


第3 食料、農業及び農村に関し 総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料の安定供給の確保に関する施策

食の安全と消費者の信頼の確保

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上する取組を強化します。また、加工食品の原料原産地表示の義務付けを着実に拡大するほか、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」の検討を行います。



GAP
→産地における取組拡大と
取組内容の高度化の推進

HACCP
→中小規模層でも低コストで
導入できる手法の構築・
普及

トレーサビリティ
→米穀等以外の飲食物品に
対する義務付け等の検討

食品表示
→加工食品における原料
原産地表示の義務付け等を
着実に拡大

国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

食育や地産地消の推進など、国産農産物の生産と食生活の結び付きを強化します。



(企業による食育の取組)


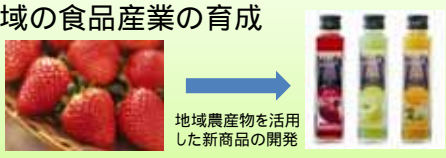



(学校給食や社員食堂への地場農産物の利用)



食品産業の持続的な発展と新たな展開

フードチェーンにおける事業者間の連携した取組の推進や国内市場の活性化、海外展開による事業基盤の強化等に取り組みます。また、食品産業全体の将来展望や課題への対応方向等を明確化する「食品産業の将来方向(仮称)」を平成22年度に策定します。

フードチェーンにおける連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国内農業との連携強化や農業への参入促進 食品流通の効率化・高度化 (卸売市場におけるコールドチェーン体制の確立等) 高齢化への対応(食品供給、商品開発) 	 <p>食べやすさに配慮した食品</p>
国内市場の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源や地域ブランドの活用等による地域の食品産業の育成 消費者のニーズに合った商品開発 コンプライアンスの徹底 (食の安全・環境配慮など) 	 <p>地域農産物を活用した新商品の開発</p>
海外展開による事業基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> アジア等への事業展開の促進 	<p>【共通性の高い食文化】</p>  <p>アジア等の品質管理、食生活の向上や食品産業・森林水産業の発展にも貢献</p> <p>我が国食品産業の原料調達力向上や国際競争力の強化</p>

総合的な食料安全保障の確立

肥料や遺伝資源の確保を含めた生産面、新型感染症の発生等の流通・消費面、世界人口の増加など国際的な食料供給面等の様々な不安要因に対応した総合的な食料安全保障を確立します。

	我が国の食料供給をめぐる課題	農政における対応方向
生産面	<ul style="list-style-type: none"> 肥料等の国際需給のひっ迫 (化学肥料原料のほぼ全てを海外から輸入) 農作物の品種改良に必要な遺伝資源の確保 (我が国植物遺伝資源保有は243,000と米国の約半分) 植物の病害虫等の侵入 	<ul style="list-style-type: none"> 肥料輸入国の多角的な探索による安定的な確保、適正施肥の徹底等資材使用量抑制対策 遺伝資源の効果的な収集・保存・提供の強化 輸入検疫・国内防除の強化 等
流通・消費面	<ul style="list-style-type: none"> 新型感染症発生時等の食のライフライン確保 (食品産業事業者の事業継続計画策定は約1割(21年7月)) 米・麦の供給が不足する事態への備え 	<ul style="list-style-type: none"> 食品産業事業者等における事業継続計画策定推進 家庭における食料品の備蓄 消費者への安定的な供給を確保するための備蓄のあり方を検討 等
国際的対応面	<ul style="list-style-type: none"> 途上国の人口増加や経済発展、バイオ燃料の拡大による国際食料需給のひっ迫 (世界の栄養不足人口は2009年に10億人を突破) 食料輸出国の輸出規制の実施 (2007~2008にかけ、31カ国で輸出規制を実施) 他国の農地取得の動きが活発化 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な食料需給の変動を中長期に分析 穀物市場の公正な価格形成の発揮 途上国支援等の国際的な取組の推進、アセアン+3の緊急米備蓄体制の実現 海外農業投資の促進や国際行動原則の策定推進等

農業の持続的発展に関する施策

戸別所得補償制度の導入

戸別所得補償制度を導入し、意欲ある全ての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備します。

本格実施に当たっては、モデル対策の実施状況を踏まえ、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととしますが、具体的な対象品目については、更に検討を進めます。

水田利活用自給力向上事業

【交付単価】

戦略作物

作物	単価 (10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物 <small>（水田経営所得安定対策の単価 （全国平均））</small>	3.5万円 <small>小麦(田) 4.0万円 大豆(田) 2.7万円</small>
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、 WCS用稲	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円

麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、加工用米の単価は、激変緩和措置により変更となる地域がある

【交付対象者】

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の生産数量目標の達成にかかわらず、**水田において麦、大豆等の生産を行う販売農家・集落営農を対象**とする。

その他作物

都道府県単位で作物ごとに単価を設定

二毛作

(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ)

10アール当たり 1.5万円

捨てづくり防止のため、実需者との出荷・販売契約(戦略作物)や収穫を行ったことの確認が必要

【激変緩和措置】

従来対策に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずる。

水田を余すことなく活用して食料自給率を向上

麦



- 水田裏作の拡大
- 単収の向上
- パン用等の新品種開発

大豆



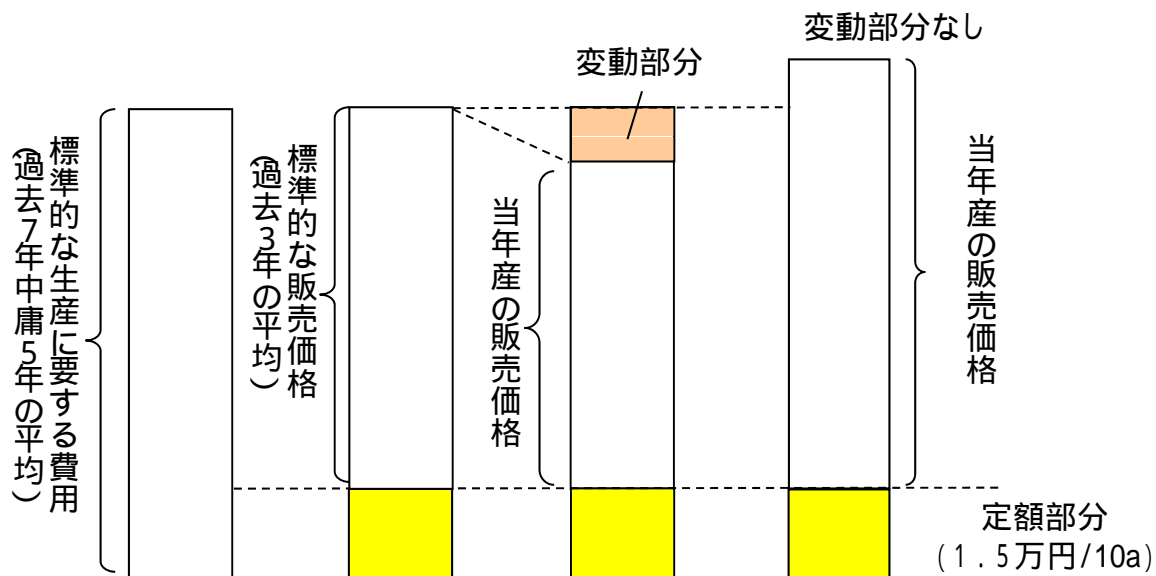
- 作付拡大
- 単収の向上

米粉用米
飼料用米



- 作付の誘導(調整水田等)
- 単収の向上

米戸別所得補償モデル事業



【交付対象者】

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農(水稲共済加入者・当然加面積以下の者等は前年度に販売実績がある者)

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

【交付単価】

定額部分 1.5万円(10a当たり)

- 標準的な生産に要する費用(経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年中庸5年の平均)と標準的な販売価格(過去3年の相対取引価格の平均から流通経費等を差し引いたもの)の差額を全国一律単価として面積に応じて交付

変動部分

- 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

米の需給調整は米への支援で確保

これまで

- 米の需給調整を麦・大豆等への支援により確保

結果

需給調整参加農家の努力により米価を維持。
非参加者にメリット

これから

- 米の需給調整は米への支援で確保

効果

参加農家だけがメリットを受ける。
不公平感が解消

農業・農村の6次産業化等による所得の増大

生産・加工・販売の一体化、産地の戦略的取組の推進、輸出促進、生産資材費の縮減等を体系的に実施することにより、6次産業化等を推進し、新たな付加価値や人材を創出し、雇用と所得を確保し、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を実現します。

生産・加工・販売の一体化

農業者が加工・販売等に進出し、経営を多角化・高度化する取組を支援します。

実需者との契約による加工用農産物の生産・販売や、産地での一次加工の取組等を推進します。

加工・販売の取組



養鶏農家が直売や食堂の開設、加工品の開発に取り組み、高価格販売を実現。

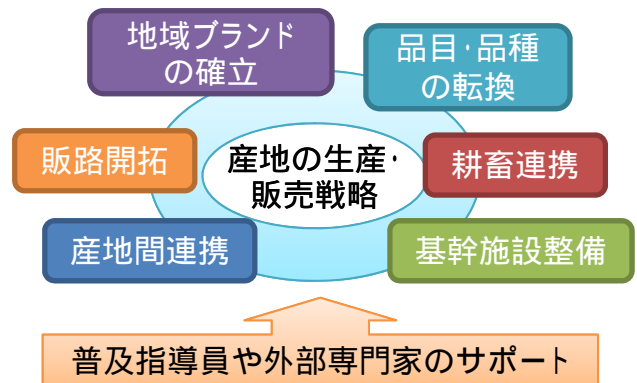
加工・業務用の取組



規格の簡素化、荷造りの省力化を図り、加工・業務用向け需要に対応した生産体制を確立。

産地の戦略的取組

産地が戦略的に生産体制と販売企画力を強化し、収益力を向上させる取組を支援します。その際、普及指導員等と多様な外部専門家が連携して指導を行う体制を構築します。



輸出の促進

海外販路を維持・拡大するため、輸出を目指す農林漁業者・食品産業事業者の取組を促す各種施策を実施します。



海外の食品見本市等における日本パビリオンの出展



国内外バイヤー等とのマッチングの場を提供

高収益部門の育成・強化

花き等の非食用作物についても育成・強化を図り、産業としての競争力を強化します。周年・計画生産が可能な植物工場等の高度な施設園芸について、技術開発や実用化を推進します。

日持ち性の向上、国産花きの良さについての情報発信等による国産花きの競争力の強化
花育の推進等による花きの需要拡大



花き産業の活性化

LEDを用いた光制御

農業生産資材費の縮減

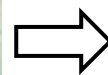
肥料、飼料、農薬及び農業機械等生産資材費の縮減に向け、低コスト資材の活用と資材の効率的利用を推進します。



局所施肥による施肥量の抑制



エコフィード(食品残さ利用飼料)によるコストの抑制



大型包装農薬(標準サイズの40倍の容量)

意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

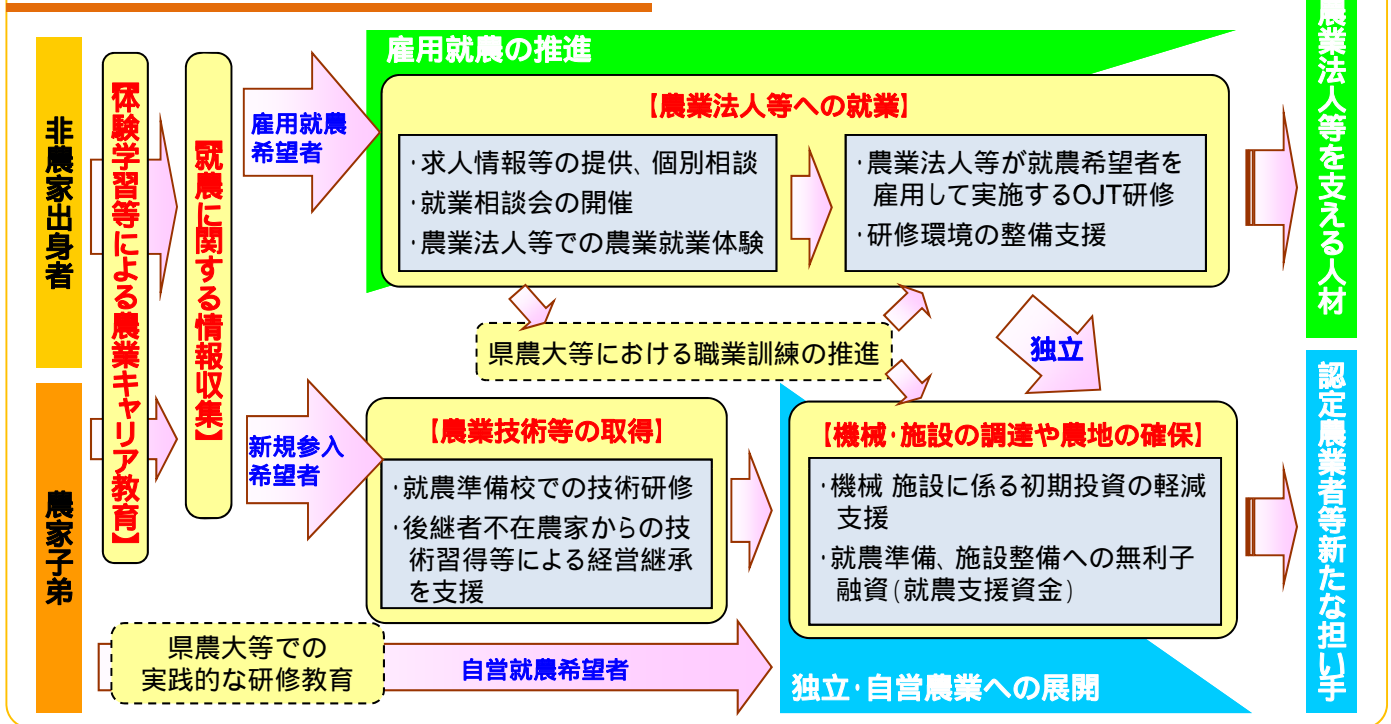
戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、規模拡大や経営の多角化等の経営改善の取組を促します。また、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農や、地域の雇用創出に寄与している法人経営を育成・確保します。

さらに、新たな人材の育成・確保や女性・高齢者の活動の促進、意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を推進します。

多様な農業経営体の育成・確保



新規就農者に対する支援



優良農地の確保と有効利用の促進

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地を確保するとともに、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度を検討します。

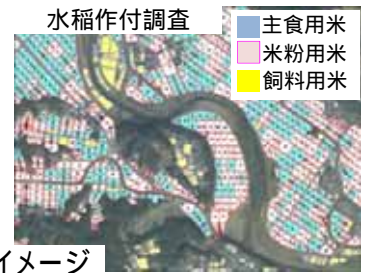
また、意欲ある多様な農業者への農地集積、耕作放棄地の再生・有効利用、農地情報の利活用を推進します。



耕作放棄地の再生作業



耕作放棄地の再生・有効利用



水稲作付調査

農地情報利活用イメージ

農業災害による損失の補てん

農業災害の発生時における損失を合理的に補てんすることにより、農業経営の安定を図ることとし、これを目的とした保険の仕組みを用いた農業災害補償制度について、更なる合理化及び効率的運営に取り組みます。

被害水田の損害評価



台風によるりんごの落果



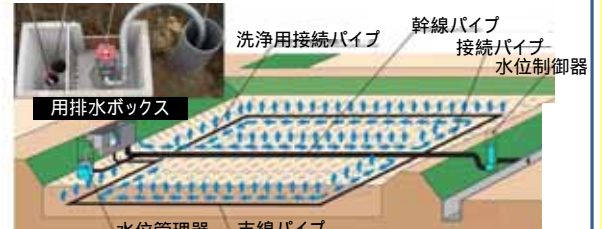
農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

基幹的水利施設の戦略的な保安全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進など、農業生産基盤の保安全管理と整備の新たな展開を図ります。

基幹的水利施設の保安全管理

農地の排水対策

地下水水位制御システムのイメージ図



地下水水位制御システム導入による大豆の生育状況



[頭首工]



更新前



更新後

[開水路]



老朽化による用水路の倒壊の例



パネルを用いた用水路の補修の例

農作業安全対策の推進

行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、農作業安全対策を強化します。



農作業安全に関する講習会の様子



農業機械の安全性確認の様子

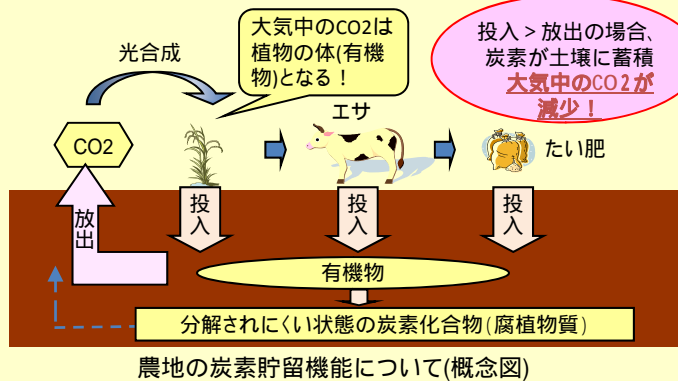
持続可能な農業生産を支える取組の推進

農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理や冬期湛水管理など、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進するとともに、こうした取組を行う農業者のネットワークを推進します。有機農業については、有機農業推進法に基づく取組や有機JAS制度の活用等を通じ、生産・流通の更なる拡大を促進します。

環境保全効果の高い営農活動の取組

炭素貯留量の増加につながる土壌管理

農地土壌には、多くの炭素が存在しますが、この炭素は、土壌管理の方法によって、増えたり減ったりします。有機物の施用による土づくりは、土壌中の炭素を増やすことから、結果として地球温暖化防止にも役立ちます。



冬期湛水管理

冬期に水が張られた水田は、鳥類に生息場所を提供します。このため、トキやコウノトリだけでなく、ガンなどの多様な生きものとの共生を目指して、冬期に水を張る取組(冬期湛水)が各地で行われています。

なお、冬期湛水は、化学肥料の低減や雑草を抑制することによる除草剤の低減にも役立ちます。



冬期湛水田

全国エコファーマーネットワーク協議会の取組

環境保全型農業に取り組む仲間を増やします。土づくり、生物多様性の保全など環境保全機能の高い営農方法の取組を広げます。消費者・流通関係者との交流の輪を広げ、相互理解を深めます。



生産者と消費者による生きもの調査

有機農業先進地域の取組

有機農業に取り組む先進的な地域においては、行政、農業者、団体からなる推進体制を整備し、新規就農者の受入、技術交流会の開催、販路開拓、消費者との交流を進め、経営の安定を図っています。



消費者との交流



若い研修生や新規就農者

農村の振興に関する施策

農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進します。

農村に由来する様々な「資源」

農産物

バイオマス



食品廃棄物



林地残材

自然エネルギー



太陽光



水力

経験・知恵

風景



等

「資源」と「産業」を結びつけ活用

農村の「資源」を活用し新たな事業に取り組もうとする「産業」

食品産業、観光、IT、エネルギー産業
化粧品・医薬製造業等

農業・農村の6次産業化

生産・加工・流通（販売）の一体化による付加価値の拡大

〔農業者による取組（多角化、複合化等）〕

農業と2次・3次産業との融合による地域ビジネスの展開や新たな業態の創出

〔バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出、農商工連携の推進
再生可能エネルギー利用の推進 等〕

連携・融合により、
新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による

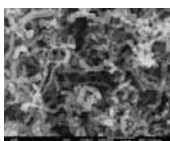
農村地域の再生
活性化

地域資源を活用した新事業の創出



木質バイオマス

製品利用



ナノカーボン
(写真(株)東芝)



農商工連携



高品質な茶葉を使用した高級ボトリング茶

再生可能エネルギーの利用



太陽光発電施設

都市と農村の交流等

農村への新たな交流需要の創出、都市部を含む人材の確保・育成、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用等を推進します。



企業による農作業支援



都市部の人材の活用



小学生の農山漁村での宿泊体験

都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、都市農業を守り、振興する取組を推進します。



新鮮で安全な農産物の供給



農業体験・交流活動の場



災害に備えたオープンスペース



心やすらぐ緑地空間

集落機能の維持と地域資源・環境の保全

農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の継続実施と法律上の措置とすることを含めたあり方の検討、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現等を推進します。



地域ぐるみの共同活動



野生鳥獣の侵入防止柵の整備



改修された老朽ため池

農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の将来像を明確化し、国と地方の役割分担による活性化施策の推進方向を示す農山漁村活性化ビジョンを、関係府省連携の下に策定します。

食料・農業・農村に横断的に関係する施策

技術・環境政策等の総合的な推進

低炭素型産業構造への転換等を実現するため、包括的な技術・環境戦略を策定し、総合的・体系的に政策を推進します。また、知的財産の保護・活用を推進します。

技術開発による食料自給率向上・新産業創出等への貢献

多収の飼料用稲品種



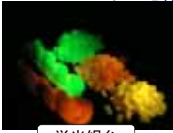
モミロマン (800kg/10a)

生産コストを半減する栽培法・品種



耕うん同時畝立て播種機

カイコを活用した新素材



蛍光絹糸



医薬品・医療用品

研究開発から普及・産業化までの一貫支援

地球環境問題への貢献

地球温暖化対策

農林水産分野からの更なる排出削減対策
吸収源対策



ヒートポンプ



見える化

再生可能エネルギーの利用
地球温暖化への適応策



地球温暖化適応策の推進 小水力発電

循環型社会形成

バイオマスの利活用



生物多様性保全

生物多様性を重視した農業



知的財産の保護・活用

保護の強化

東アジア地域の植物品種保護制度
高位平準化に向けた支援・協力
海外の商標出願状況等の監視体制整備

創造・活用

新技術・新品種の権利取得・活用
食文化活用・地域ブランド化の取組
篤農家のノウハウを活用するAI(アグリソフトウェア)システムの開発・提供
地理的表示制度の検討

「農」を支える多様な連携軸の構築

農業を取り巻く多様な分野の様々な関係者が、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進するため、情報発信の強化や関係者のマッチングの充実、人材の確保、国民各層への理解、具体的行動の喚起等を推進します。

他産業
NPO

消費者
実需者

「農」

研究機関
普及指導センター

地域住民
都市住民

地域が支える新たな農業の一形態として注目される「地域支援型農業」(CSA)の事例



(「鳴子の米」プロジェクト (宮城県大崎市))



「農」と新たな関わりを持つ原動力となって活躍する動き



新たな力で農業を応援する「ノギャル」

このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 政策課

住所: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話: 03-3502-8111(代表)